

市民意見募集（パブリックコメント）結果

「和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の改正について」に対するご意見を募集した結果、141件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

■募集案件の概要

募集案件	和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の改正について
受付期間	令和3年4月15日（木）～令和3年5月14日（金）
ご意見の件数	124名・141件

■ご意見と市の考え方

項目	No	ご意見の概要	市の考え方
条例改正案への賛成意見	1	条例改正案に賛成（計107件）	貴重なご意見として承ります。
事業禁止等に関する意見（禁止地区の設定、森林開発を伴う事業の禁止）	2	和歌山市は、北部に一部に急峻な部分も含む山地（紀泉山脈）を持つという、地形特徴を持っている。この特性を、市民の健全な生活、安全な生活に著実に生かすべく、この山地をメガソーラー設置の禁止地域に指定する方向で、更なる条例を作してほしい。 この山地は、春は桜がきれい、等々、市民の身近なハイキングコースとして、広く市民に楽しく利用されている。修験道の修練の場としても、古来より使われてきており、文化的にも高い価値のある山地である。 この山地に、メガソーラーを作ろうとすると、アクセス道路を作ることさえ、降雨時には土砂くずれが発生する。メガソーラー設置禁止地域に指定する条例を作ること希望する。	条例改正の目的は、地域環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和を図ることであるため、生活環境、景観その他の自然環境に一定の影響を与える可能性がある1ヘクタール以上25ヘクタール未満の森林開発を伴う事業については、事業自体を禁止するのではなく、条例に基づき適正に審査し、許可・不許可を判断することとします。
	3	開発計画は葛城修験以外の場所で、少なくとも鳴瀧不動尊の御瀧場の上流は開発出来ないような条例改正もしくは御瀧場の上流を公有林として保全していただきたい。	
	4	許可制では緩すぎる。そもそも日本遺産に登録された葛城修験の行場として聖地であり、観光資源の豊かな和泉山脈そのものを守る為に山を切り拓いて太陽光発電所をつくること自体を許可制ではなく禁止にしていきたい。	
	5	本来的には自然を守り、災害防止、里山として又、植物や動物など貴重な生命を守り育てる上からも、森林下地内住民の財産を守る立場からも重要な改正である。さらに、かつらぎ修験道の日本遺産に登録された事からも、守り発展させるよう願う。禁止条例に発展することを強く望む。	
	6	原則、樹木伐採を必要とする林地の開発は禁止すべき。事前に設置してよい場所とそうでない場所を明らかにするゾーニングすれば地域の自然を守り、災害を防ぎ、住民の命と生活を守ることができる。和泉山脈は環境林として保護すべき。 ・「ゾーニング」自然エネルギー設置が想定される地域の自治体、住民、NPO、有識者等が話し合い適地を探し出す取り組み	
	7	山の下に住む私達は、土砂災害の危険を心配している。和泉山脈は「葛城修験」の日本遺産に認定された。歴史文化的にも、自然もすばらしい山々で誇りに思っている。後世に残す為にも、開発禁止区域として保全していただきたい。	
	8	土砂災害の発生、景観を損ね市民の生活環境に大きな影響を生じる太陽光発電所を和泉山脈に建設することは認められない。そのために、認めない対策が必要である。 他府県では、太陽光発電設備等の設置を禁止する対象地域を設定し、対象地区以外でも許可制として太陽光発電を抑制しているところがある（大阪府箕面市など）。山林や水田が無計画に転用が進む現状があり、規制を作り現状の林地開発許可基準では認められないような条例を期待する。 『「葛城修験」- 里人とともに守り伝える修験道はじまりの地』が令和2年度「日本遺産」に認定され和泉山脈は文化、歴史のうえでも守っていく必要がある。	
	9	文化財保護及び歴史的遺産の保護の観点から、太陽光発電事業そのものの、建設禁止、抑制地区等の検討を行い、早期の条例化を強く要望する。	
	10	土砂災害危険区域でない地域で土砂崩れが起き、住民は、避難を繰り返しました（2018年の西日本豪雨災害、台風）。この現場は、わが家の近隣で、誰もこの山が崩れるとは思ってもいなかった。山の危険性からして、たとえ小さな太陽光発電であっても、山につくることに反対する。住民の命を第一にすべき。	
	11	「土砂災害警戒区域」での太陽光発電設備設置には、面積等現行規制法令の如何に関わらず、太陽光発電設備を設置できないこととする等何らかの規制措置が必要であると考えます。	
	12	耕作放棄地には太陽光発電設備が多く設置されている。基本的に山林に設置すること自体反対。	

項目	No	ご意見の概要	市の考え方
対象事業に関する意見（既に開発されているため、地域森林計画の対象民有林の区域外となっているものへの適用）	13	今から30年ほど前に住宅団地・花木団地・採石場等が計画や事業が実施されていたところを再利用されて計画される太陽光発電所について、今回の条例が適用されないとしたら目的が半減する。（計2件）	地球温暖化対策の観点から、再生可能エネルギーの導入は望ましいことですが、事業規模が大きくなるほど生活環境、景観その他の自然環境への影響が大きくなることから、条例では25ha以上の太陽光発電設備設置事業を許可制の対象としました。 しかしながら森林開発を伴う事業については、生活環境、山並み景観その他の自然環境に一定の影響を与える可能性が高いことから、条例改正により1ヘクタールを許可制のボーダーラインとします。 なお、森林開発を伴わない事業については、従来どおり25haを許可制のボーダーラインとします。
	14	この条例を現在申請している太陽光発電についても適用していただきたい。	不利益不遡及の原則から、改正前の第34条に基づく一定の太陽光発電設備設置事業に関する手続の届出又は和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例第7条に基づく太陽光発電事業計画の認定の申請を既に行っている者については、改正後も許可制を適用しないこととします。
対象事業に関する意見（申請中の事業計画への適用）	15	平井のメガソーラー建設を計画している和歌山太陽光合同会社は規模を縮小して申請しているそうだが、それでもほぼ25haと大規模である。地球温暖化等による異常気象、今まで体験したことのないような大雨、台風、地震がいつ私たちの和歌山市を襲うやもしれません。その時、尾根を削り、谷を埋めた盛り土が一番崩れやすいと聞いている。平井の山を削り、谷を埋めて作るメガソーラーは、あらゆる面から慎重な審査を行い、検討していただきたい。	
対象事業に関する意見（対象規模）	16	条例改正により、民有林の面積が1ヘクタール以上についても、市の許可が必要となることは、良いことだが、民有林がない場合は、25ヘクタール以上でなければ市の許可が不要となっているのは、ザル法になる危険が大である。 「事業区域が10ヘクタール以上の開発であれば市の許可が必要」と条例改正をした方が良い。市の最大の使命は、災害を防ぎ、住民の命と生活を守ることである。	地球温暖化対策の観点から、再生可能エネルギーの導入は望ましいことですが、事業規模が大きくなるほど生活環境、景観その他の自然環境への影響が大きくなることから、条例では25ha以上の太陽光発電設備設置事業を許可制の対象としました。 しかしながら森林開発を伴う事業については、生活環境、山並み景観その他の自然環境に一定の影響を与える可能性が高いことから、条例改正により1ヘクタールを許可制のボーダーラインとします。 なお、森林開発を伴わない事業については、従来どおり25haを許可制のボーダーラインとします。
	17	対象事業を事業区域の面積25ヘクタール以上又は事業区域内の民有林の面積0.5ヘクタール以上にしてほしい。	
	18	環境を守る観点を貫き許可の範囲指定はすべきではない。	
	19	1haと言わず、1本でも木を切らないで欲しい。前の25haより随分、良くなって嬉しい。	
	20	「民有林」や「面積」に関係なく、生活を脅かす危険のある場合や、著しく自然を破壊して形を変えてしまう行為に対しては市長の権限をもって正義に則り防いでいただきたい。	
	21	1haでは、あまりにも上限が広すぎる。また、細部についての基準を明確にすべき。	
	22	太陽光発電事業については、規模にかかわらず、許可制が良い。	
	23	林地でなくても事業地が住宅地等に隣接する場合は同様に1ha以上の事業については許可制にしてほしい。林地でなくても事業地が斜面であることもあり得る。その場合、事業地より下にある地域は大きな影響を受ける。このような理由から配慮や規制が必要だと考える。	
近接する太陽光発電設備設置事業に関する意見	24	1ヘクタール未満でも一体的とみなされる太陽光発電事業も認めないようお願いしたい。	条例では、「近接する事業区域における電気事業の用に供する太陽光発電設備を設置する事業が、一体的なものであると認められるときは、これらの事業区域を一の事業区域とみなす。」としています。
	25	耕作放棄地毎に小規模（開発を伴わない）な太陽光発電設備が設置され、その集合事業規模は、極めて大きく大規模太陽光発電設備に匹敵する形となっている。このような小規模の太陽光発電設備の連結方策は、各種法令の隘路を突いた極めて悪質な事業（業者）であると言わざるを得ない。	
	26	AとBが0.99haの太陽光発電所が計画された場合の法の適用について両社が別の会社が申請すれば適用されないのは現実的にあり得ることである。林地開発も届け出済まされることがあり得るがその時はどう対応されるのかよく検討していただきたい。普通1haならば30m×2=60mの緑地を設けて設置することが求められる。両社とも進入路が同じならば同一会社と判断して合計の面積で条例適用とすることが妥当ではないか。ぜひ法逃れの開発を許さない対策を取られることを求める。	

項目	No	ご意見の概要	市の考え方
規制強化に関する意見	27	太陽光発電の残置森林率が25%とは最適な数字とは思えない。残置森林が50%以上にすると必要があると思う。そもそも和泉山系に太陽光発電所を建設することは、和歌山市の景観を損ねるためにやめることが良い。そのために、認めない対策が必要である。他府県では、太陽光発電を抑制しているところがある（大阪府箕面市など）。今、山林や水田が無計画に転用が進む現状があり、このまま放置すれば、和歌山市が住みよい街とならない。今、和歌山らしい規制の在り方を作る必要が求められていると思う。規制を作り現状の林地開発許可基準では認められないような条例を期待する。よく法を超える条例はできないと言いますが、神戸市や兵庫県では残置森林率が60%（50ha以上）の条例が作られています。これ以上の和泉山脈の開発はいりません。岩出市の黒い山はなんといやらしいか下から見るたびに思います。勇気ある対応期待します。	条例改正の目的は、地域環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和を図ることであるため、生活環境、景観その他の自然環境に一定の影響を与える可能性がある1ヘクタール以上25ヘクタール未満の森林開発を伴う事業については、事業を認めないことを前提とするのではなく、条例に基づき適正に審査し、許可・不許可を判断することとします。なお、残置森林の割合については、森林法で規定されているため、条例では規定していません。
地元同意に関する意見	28	一番被害を受ける、「圓明寺の同意」が必要なのではないか。	条例では、近隣住民（大規模な太陽光発電設備の設置に伴って環境に一定の影響を受けると認められる者）と該当自治会（地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体で、近隣住民が属するもの）の区域に居住する者は、事業者に対し、事業計画について意見を申し出ることができ、事業者は申出をした者と協議しなければならないこととされています。しかし同意書の提出については、「該当自治会の同意書を市長に提出するものとする。」としています。
日本遺産に関する意見	29	昨年、日本遺産に認定された「葛城修験道はじまりの地」は、すぐれた文化的価値をもつものであり、これを生かすことで和歌山市北部山岳部の整備と発展に資することができると思う。	貴重なご意見として承ります。
太陽光発電設備設置事業に対する反対意見	30	太陽光発電設備設置事業について、絶対反対。市の許可を必要とする改正をしてまでする必要はない。自然を破壊することに変わりがない。	条例改正の目的は、地域環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和を図ることであるため、生活環境、景観その他の自然環境に一定の影響を与える可能性がある1ヘクタール以上25ヘクタール未満の森林開発を伴う事業については、事業自体を禁止するのではなく、条例に基づき適正に審査し、許可・不許可を判断することとします。
	31	自然を破壊してまで、太陽光発電を設置してほしくない。雨が降ったら、土砂崩れのおそれもあり危険だと思う。	
	32	平井地区へのソーラーの設置に反対。現在も大雨が降ると、すごいいきおいで山より雨水が用水路に流れてくるのを見かける。低地に住む者には雨水を吸収する役目のある木を、これ以上伐採する事により、洪水などの心配をしている。今の時代、想定外の事が起こり思ってもない災害のニュースを見ると、とても心が痛み、それと同時にいつ我々の身にも起こるかもしれないと不安になる。よってソーラー設置に反対する。条例改正については意味の取り方にもよるので何とも言えない。	
	33	里山の自然をのこし、災害も不安である。メガソーラー建設を阻止してほしい。	
	34	太陽光発電などの再生可能エネルギーに関しましては、CO ₂ を少なくする為には、必要なことと思いますが、自然を破壊してまで、賛成致しかねます。それに、それを伴うことにより、土砂崩れや保水能力が落ち、東溪池の水量も確保できなくなる恐れもある。	